

第 70 回信託研究会 議事要録

日時：2023 年 10 月 28 日（土）10 時～12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室（Zoom 併用）

出席者：今井、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

◆検討事項

1. これまでの研究内容の確認

前回の議事録の内容を確認した。

2. 課題提出原稿の内容検討

前回の担当にもとづく報告書の内容について議論した。

黒田さんの中国の寄付税制に関する報告について、以下の点で意見が交わされた。

- ・企業所得税における「年度利益総額の 12%を超える部分は以後 3 年以内に繰り越して、課税所得額を計算するときに控除することができる。」という取り扱いは我が国とにはないものとして参考となると思われる。

- ・「企業による直接的な贈与行為は加算調整を行うこと。」における「加算調整」の意味が理解できなかった。

今井さんの特定寄付信託と Charitable Reminder Trust(CRT)の取り扱いに関する報告に関して、以下の議論がなされた。

- ・特定寄付信託の税制の優遇措置に関して、「運用益は非課税とされているが、運用益の追加出資分については寄付金控除が認められない。」の根拠を確認してほしい。

- ・寄付税制の概要表については、今後、この表に他国の制度を入れていくことで完成させていければよい。

- ・特定寄付信託に関する税制に関する意見の部分については、問題が税制なのか信託自体なのかを整理する必要があり、これまでに於いて他の識者が問題点等を文章として指摘していないか確認してほしい。それを踏まえて、検討や提言を行うこととしたい。

- ・特定寄付信託の現状を把握したい。

3. 今後の予定

各国（日本、アメリカ、中国、台湾等）の「寄附税制」を確認し整理する。

研究テーマの目次に沿って全体を書いてみる。

今回の研究論文は来年 3 月末の金沢星稜大学論集に投稿予定である。

次回は、2023 年 11 月 25 日（土）10 時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>